

成田市無電柱化推進計画

令和5（2023）年3月

成田市

目 次

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 本市における無電柱化の現状	2
(3) 無電柱化の推進に向けた基本方針	4
2. 計画の期間	4
3. 無電柱化の推進に関する目標	5
(1) 無電柱化を推進する路線の考え方	5
(2) 目標とする無電柱化整備延長と無電柱化の実施フロー	6
4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	9
(1) コスト縮減・工期短縮等への取り組み.....	9
(2) 占用制度の運用の検討	11
(3) 関係者間の連携強化.....	11
5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	12
(1) 広報・啓発活動	12
(2) 無電柱化情報の共有	12

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

持続可能な開発目標 (SDGs)

無電柱化の推進により、災害に強く、安全で快適なまちづくりを目指す。



(1) 計画の位置づけ

成田市無電柱化推進計画は、無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、本市における無電柱化の推進に関する基本的な方針や施策等について定めた計画です。

本計画は、国及び千葉県の無電柱化推進計画を基本として、本市で定める総合計画や都市計画に関する諸計画を上位計画・関連計画として位置づけます。

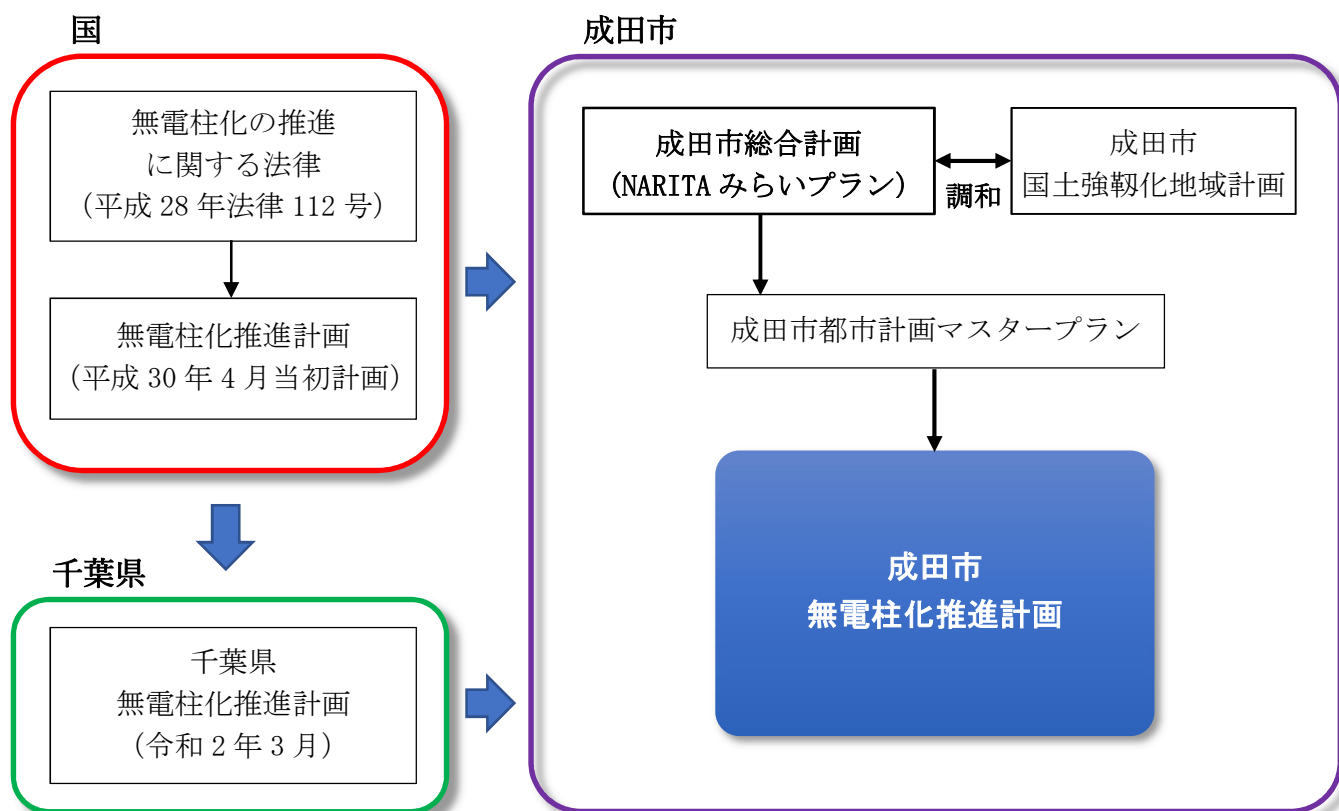


図 1-1 計画の位置づけ

(2) 本市における無電柱化の現状

本市では、JR成田駅前から成田山新勝寺へとつながる表参道の景観の保全・形成を目的とした整備や、成田ニュータウンをはじめとする市街地開発事業、地区整備計画等により、総延長1,083kmの市道のうち、これまで15.45kmの区間で無電柱化を実施しており、実施済の路線及び整備延長は以下のとおりです。

表1-1 無電柱化済区間 一覧表

無電柱化済区間	路線名	整備延長 [km]	
京成成田駅東口	花崎町栗山線	0.14	1.04
	京成成田駅東口線	0.13	
	京成成田駅東口荻分線	0.21	
	京成成田駅東口1号線	0.15	
	京成成田駅東口2号線	0.09	
	京成成田駅東口3号線	0.32	
成田山新勝寺参道、 JR・京成成田駅参道口	上町寺台線	0.42	3.79
	並木町土屋線	3.01	
	開運橋線	0.13	
	新葉石門前線	0.23	
ウイング土屋	土屋中央線	0.55	0.99
	土屋下金山線	0.08	
	土屋新着長町線	0.36	
ニュータウン地区	ニュータウン中央線	2.92	4.47
	JR成田駅西口線	1.55	
八生地区	ニュータウン中央線	0.86	0.86
公津の杜四丁目	加良部飯仲線	0.43	3.22
	公津の杜駅前線	0.09	
	公津の杜1号線	0.43	
	公津の杜2号線	0.82	
	公津の杜四丁目1号線	0.38	
	公津の杜四丁目2号線	0.66	
	公津の杜四丁目3号線	0.18	
	公津の杜四丁目4号線	0.23	
はなのき台	赤坂台方線	0.55	0.55
大学医学部附属病院地区	川栗畑ケ田線	0.53	0.53
合 計		15.45	

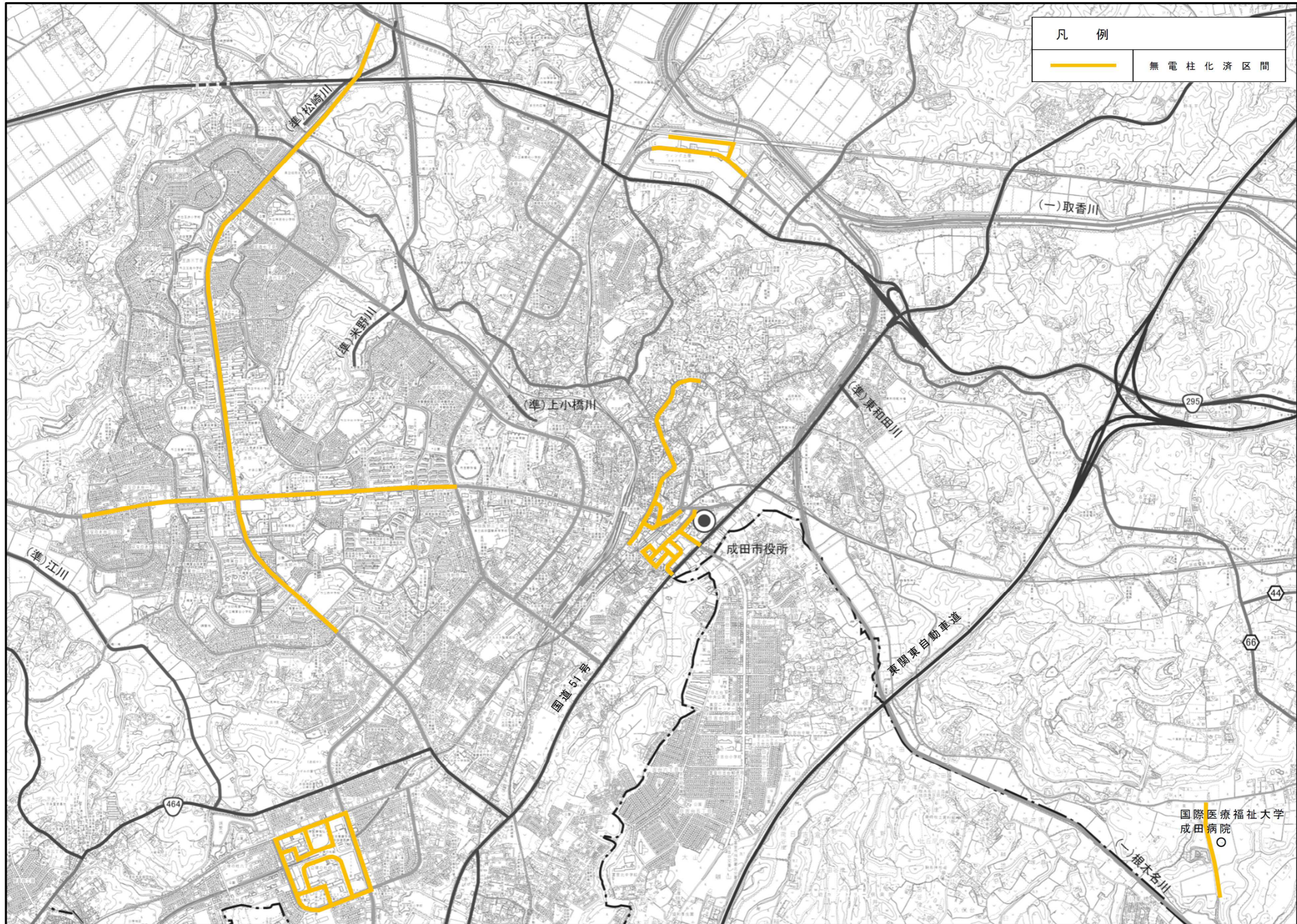


図 1-2 無電柱化済区間 位置図

(3) 無電柱化の推進に向けた基本方針

本市では、以下の3つの基本方針により無電柱化を推進します。

① 人々が安心して住める災害に強い道路の整備

防災

災害時における安全な避難や迅速な救助活動を行うため、また、長期停電や通信障害の防止の観点から、主要な交通結節点や病院等の防災上重要な拠点へのアクセス道路の無電柱化を推進する。

② 高齢者や車椅子にやさしい安全で快適な通行空間の確保

安全・円滑な交通確保

駅周辺や主要な公共施設周辺など、安全・円滑な交通確保が必要な道路の無電柱化を推進する。

③ 景観に配慮した良好な沿道環境の形成

景観形成・観光振興

景観形成重点地区や主要な観光地など、本市の良好な景観の形成を図る上で重要な道路の無電柱化を推進する。

その他、新設電柱を増やさないため、道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、道路管理者、電線管理者及び開発事業者等の事業者が連携して、適切な役割分担のもと無電柱化に取り組むこととします。

2. 計画の期間

成田市無電柱化推進計画の計画期間は、上位計画である「成田市都市計画マスタープラン」の展望と整合を図るため、令和5（2023）年度から令和18（2036）年度までの14年間とする。

なお、計画期間内であっても、国及び県の動向や社会情勢の変化等に応じて、適宜計画の見直しを行います。

3. 無電柱化の推進に関する目標

(1) 無電柱化を推進する路線の考え方

「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」の基本方針に合致する以下の項目に該当する路線について無電柱化を推進する路線とします。

防 災

- 緊急輸送道路1次路線と救急告示医療機関を連絡する幹線市道
- 市街地開発事業等において、骨格となる幹線市道

安全・円滑な交通確保

- バリアフリー化が必要な特定道路
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく特定道路

景観形成・観光振興

- 成田市景観計画に基づく「景観形成重点地区」のうち、道路幅員4.0m以上の市道

(2) 目標とする無電柱化整備延長と無電柱化の実施フロー

① 目標とする無電柱化整備延長

表 3-1 及び図 3-1 に示す無電柱化推進路線のうち、優先整備区間の 4.82km について合意形成のうえ事業着手し、完了を目指します。また、整備対象区間のうち優先整備区間を除く 1.12km について計画期間内に合意形成し、事業着手を目指します。

優先整備区間：幹線市道を新設する区間

表 3-1 無電柱化推進路線 一覧表

種 別	路 線 名		整備対象 区間延長 [km]	優先整備 区間延長 [km]
	番 号			
防 災	①	東町吉倉線	3.00	3.00
	②	吉倉川栗 2 号線	1.10	1.10
	③	不動ヶ岡論田苜分線	0.72	0.72
	④	松崎中郷線	0.33	0
安全・円滑な 交通確保	⑤	J R 成田駅前線	0.42	0
景観形成 ・観光振興	⑥	上町久根ノ内線	0.07	0
	⑦	上町寺台線	0.10	0
	⑧	浅間門前線	0.13	0
	⑨	新葉石門前線	0.07	0
合 計			5.94	4.82

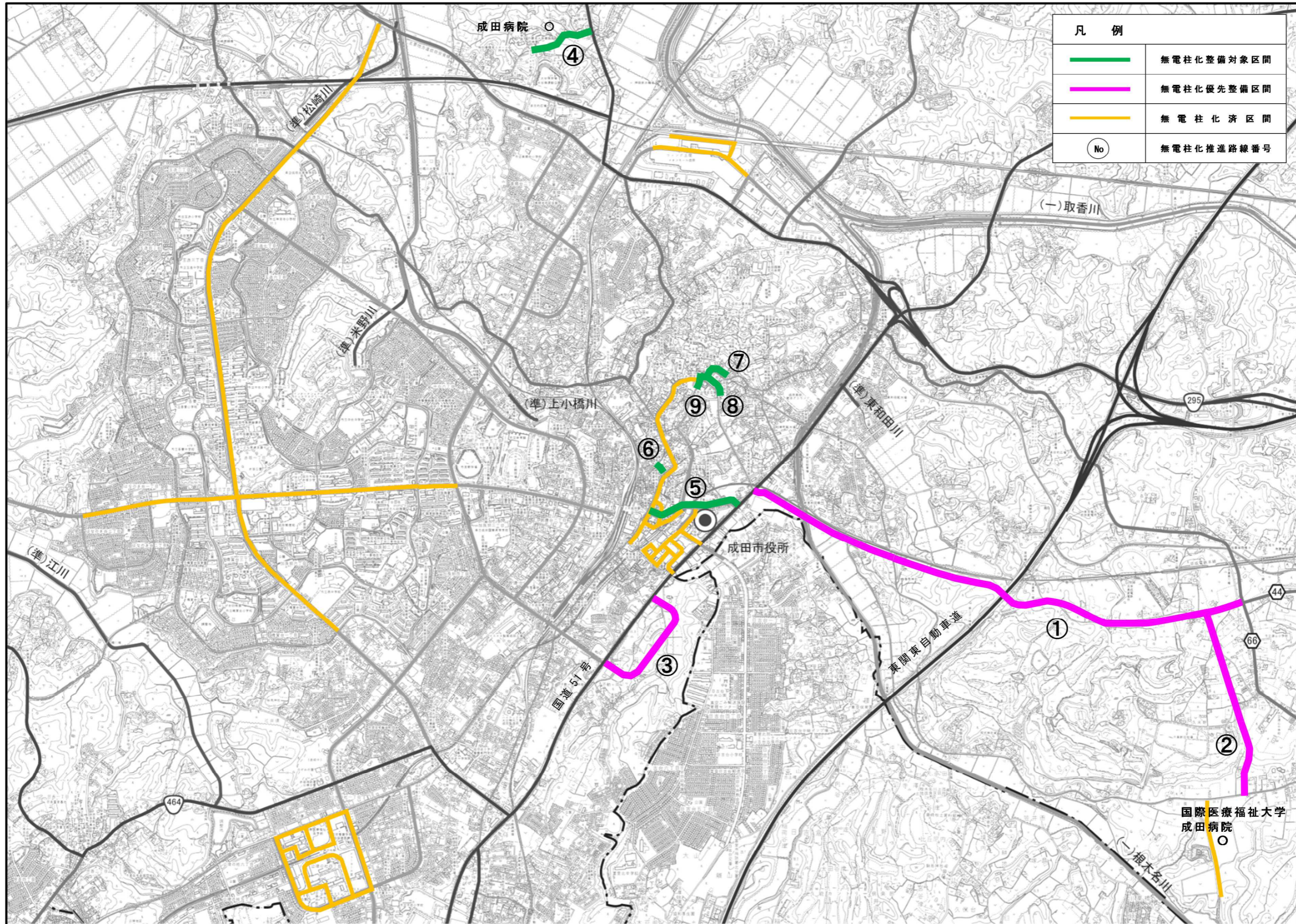


図 3-1 無電柱化推進路線 位置図

② 無電柱化の実施フロー

無電柱化の実施にあたっては、計画、設計及び施工の各段階から道路管理者、電線管理者等及び地域住民等が関わり、多様な事項について合意形成を図ることが必要です。

図3-2に無電柱化の基本的な実施フローを示します。

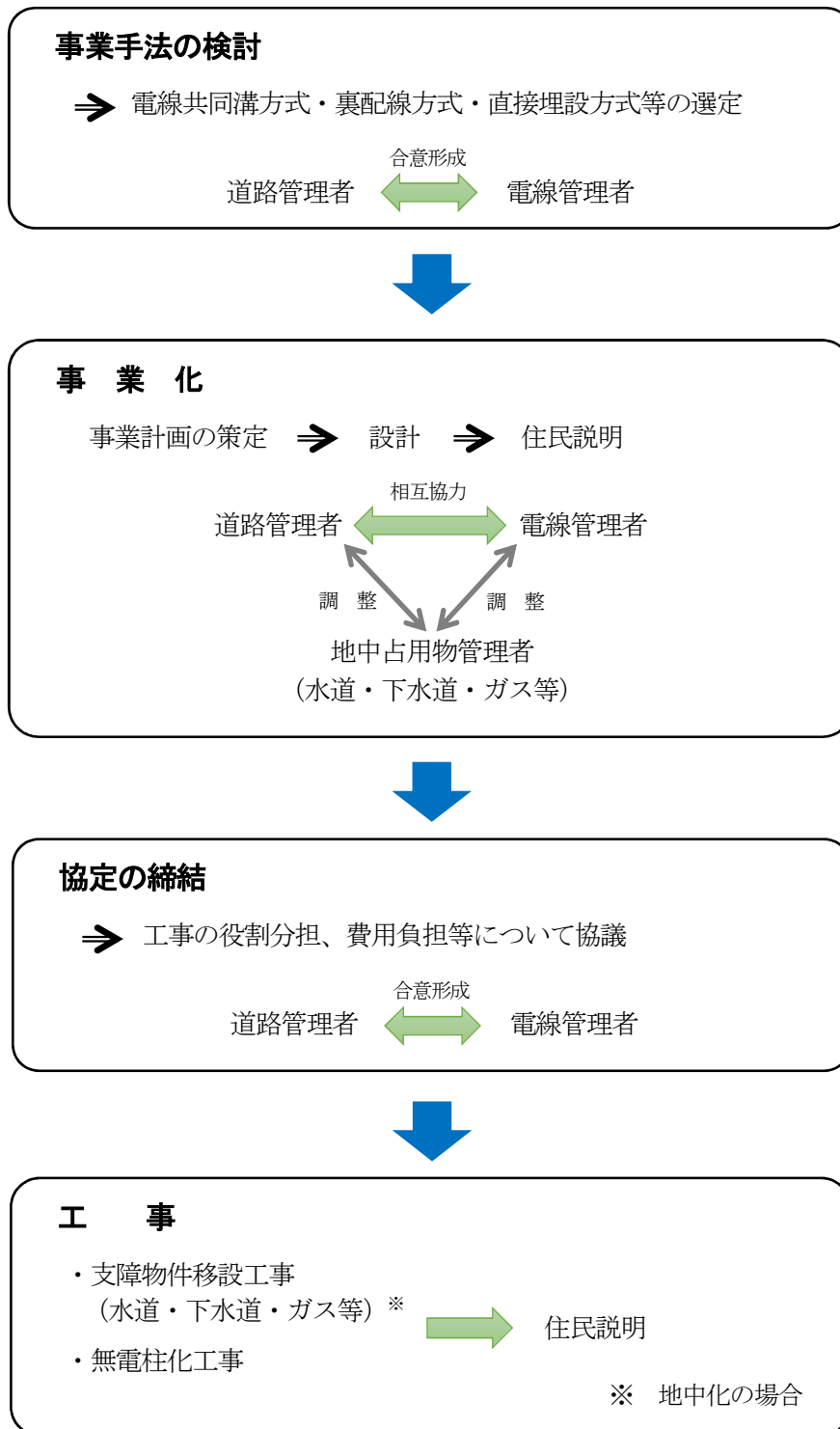


図3-2 無電柱化の実施フロー

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) コスト縮減・工期短縮等への取り組み

事業の実施にあたっては、国や電線管理者等と連携し、低コスト手法や新技術を積極的に導入・活用してコスト縮減と工期短縮等を図るとともに、国の補助制度を活用した財源の確保を図ります。

① 管路の浅層化の適用

管路の浅層化により掘削範囲を削減する。

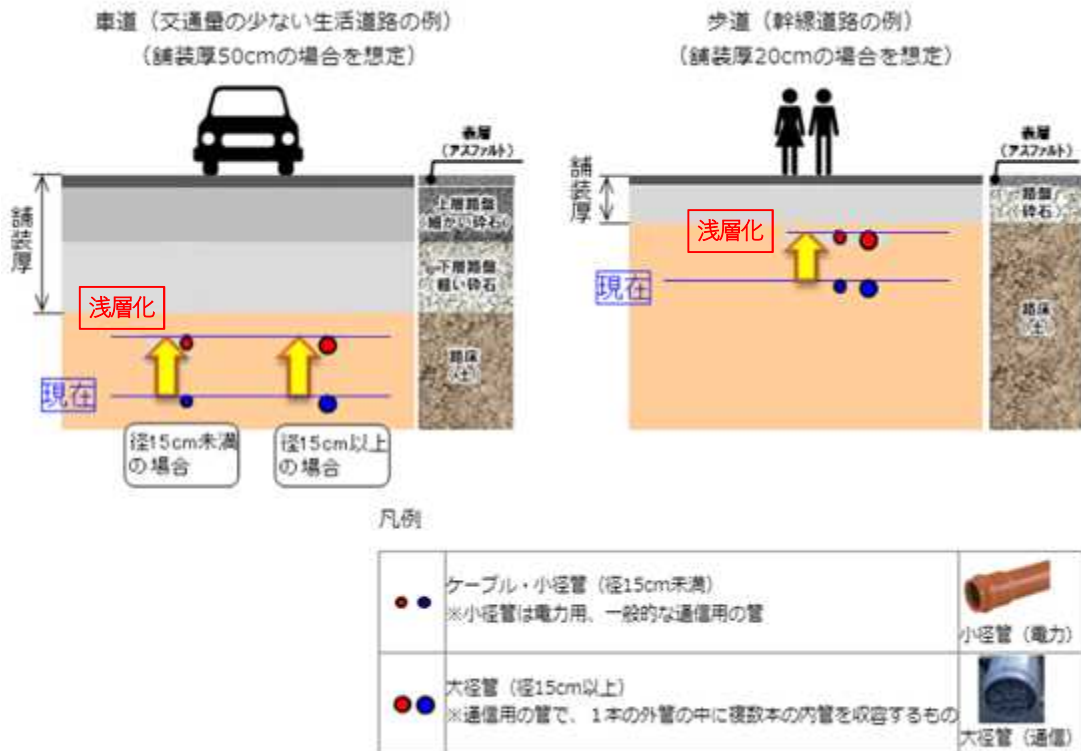


図4-2 浅層埋設方式の概要

② 電線共同溝方式以外の地中化による無電柱化

電線管理者による単独地中化方式や、要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、地域の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的な協力を行う。

③ 裏配線方式・軒下配線方式による無電柱化

低コストで無電柱化が可能な、裏配線方式や軒下配線方式による整備を検討する。

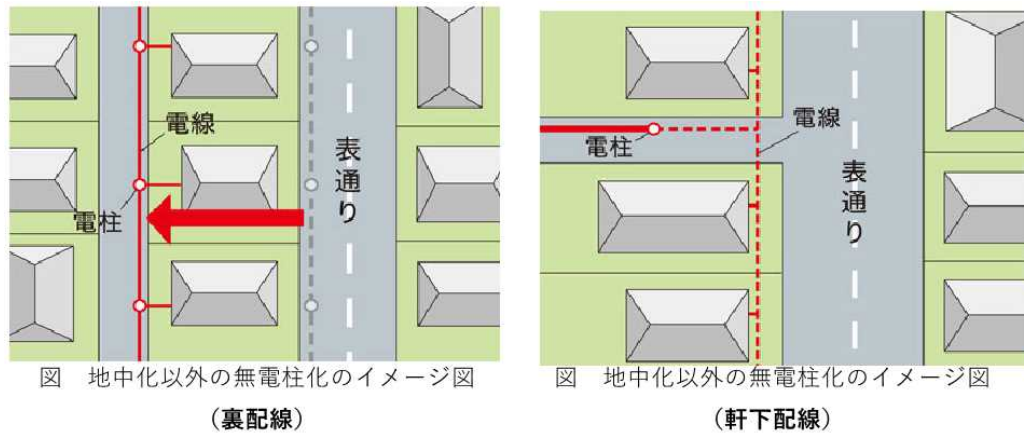


図 4-3 裏配線方式・軒下配線方式の概要 [出典：国土交通省ホームページ]

④ 新たな管材料の採用

材料費の削減や施工性の向上を図る。

⑤ 小型ボックス方式や直接埋設方式の採用

管路の代わりに小型ボックスを活用し管路のコンパクト化を図る。

また、道路敷地内へ直接電力線や通信線を埋設することについて検討する。

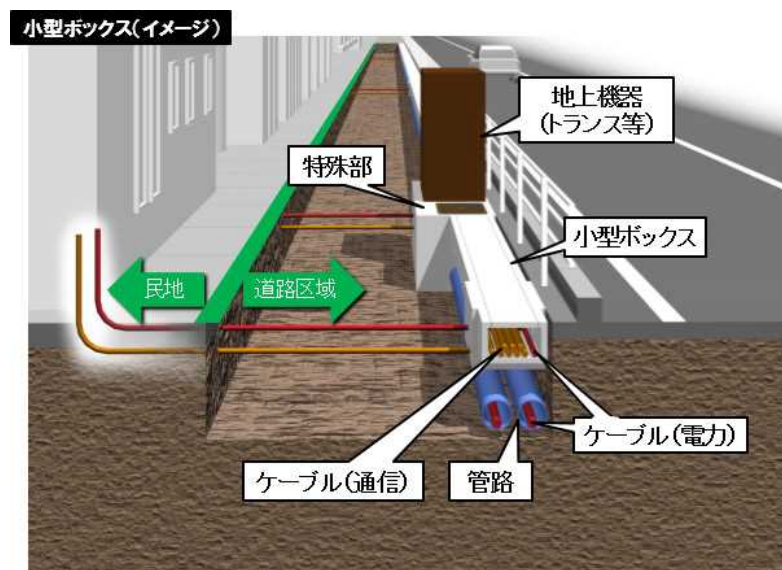


図 4-4 小型ボックス方式の概要 [出典：国土交通省ホームページ]

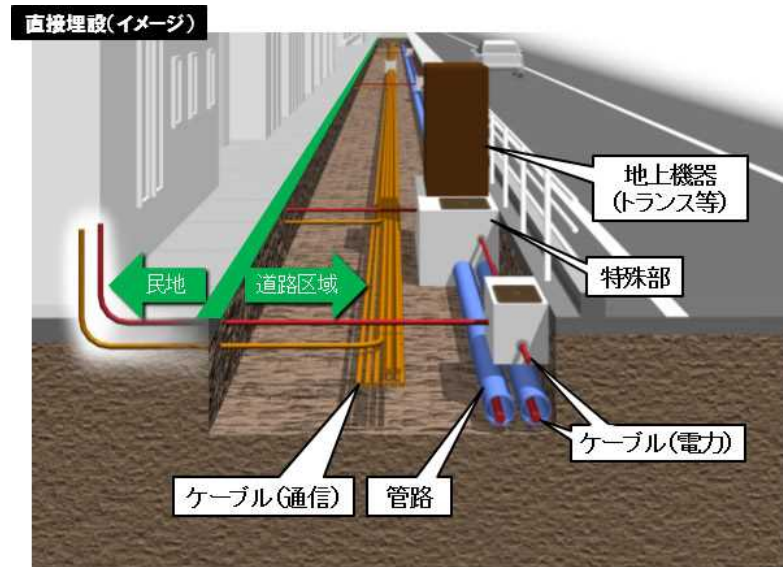


図4-5 直接埋設方式の概要 [出典：国土交通省ホームページ]

⑥ 既存ストックの活用

設計区間に既存の設備がある場合、道路管理者と該当施設所有者との協議の上、電線共同溝の適用を検討する。

⑦ 浸水被害を受けにくい整備

洪水浸水想定区域内などで、地上機器が水没する恐れのある場所では、想定される水深を考慮し、柱上変圧器を検討するなどし、浸水に対し被災しにくい対策を行う。

(2) 占用制度の運用の検討

道路法第37条（道路の占用の禁止又は制限区域等）の規定に基づく占用の禁止もしくは占用制限の運用について、国及び千葉県では防災の観点から緊急輸送道路を対象に新設電柱の占用を制限していることを踏まえ、本市でも占用制限の適切な運用を検討します。

(3) 関係者間の連携強化

無電柱化の実施には多額の費用を要するとともに、国や県、沿道住民、関係する電線管理者等との合意形成や協力体制が必要不可欠であることから、関係者間や関係機関との密接な連携により推進を図ります。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行います。

(2) 無電柱化情報の共有

無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取り組みについて国や千葉県及び電線管理者との共有を図ります。